

兵庫県介護福祉士会 賛助会員制度要項

1 目的

兵庫県介護福祉士会では、会員の資質向上と、介護技術の向上に向けて取り組んでいます。介護を家族のみの問題ではなく社会の問題としてとらえ、サービス利用者の人権と生活の守り手として今後ますます会員の資質向上に努めていく所存です。

兵庫県介護福祉士会のこれからの諸活動にご支援、ご協力をいただくとともに、広く賛助いただく賛助会員を募り、活動財源をも強化しようとするものです。

2 制度の実施主体

一般社団法人 兵庫県介護福祉士会

3 賛助会員の対象

兵庫県介護福祉士会の趣旨にご賛同いただく個人、または法人事業所。

ただし、介護福祉士有資格者は、これに含まれません。

4 賛助会員の会費

個人賛助会員（介護福祉士の資格をお持ちでない方）	1口	6,000円
法人賛助会員（事業所単位）	1口	12,000円
*ホームページリンク料（希望事業所のみ）		5,000円

5 会員資格

- ① 兵庫県介護福祉士会の活動及び目的に賛助いただき、WEB入会により1口以上の会費を納めていただいた個人もしくは法人事業所を会員と認めます。
- ② 会員は兵庫県介護福祉士会に登録された年度内資格を有します。

6 会員の活動への参加、特典

- ① 2ヶ月に1回「日本介護福祉士会ニュース Rashiku」、当会の機関誌や研修案内等お届けします。
- ② 兵庫県介護福祉士会主催（日本介護福祉士会）の各種研修を会員価格で受講できます。（各研修1名）
- ③ 法人賛助会員は、入金確認後、当会のホームページに貴事業所名を掲載いたします。
- ④ 法人賛助会員は、当会ホームページに求人を掲載できます。
※求人の掲載期限は、掲載日を含む3ヶ月です。（例：4月25日掲載の場合6月末まで）
※ご継続を希望される事業所様は、再度お申し込みが必要です。
※ご継続のお申し出がない場合は、求人一覧表より削除させていただきます。
※求人に関するお問い合わせについては、当会では一切お答えできません。
- ⑤ 個人賛助会員から正会員に移行する場合は、兵庫県介護福祉士会の入会金が免除となります。

7 会費の使途

会費は兵庫県介護福祉士会の事業費に充当させていただきます。

8 その他

総会での議決権は有しません。

9 実施

制度は、平成22年5月1日より実施する。

※平成24年10月20日 上記5について変更

※令和6年1月14日 上記3.4.5.6について変更

※令和7年2月27日 上記6について変更